

# 令和3年度認可外保育施設の立入調査結果

## 第1章 立入調査の方針

### 1 立入調査の意義と目的

認可外保育施設は、児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境が確保されていることが必要となります。

盛岡市では、児童福祉法第59条第1項及びその他関係法令の規定に基づき認可外保育施設指導監督基準（認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号）別添。以下「指導監督基準」という。）に沿って認可外保育施設に対する立入調査を実施しています。

### 2 立入調査実施の経緯

平成20年4月1日に盛岡市が中核市に移行したことに伴い、それまで岩手県が実施していた認可外保育施設の立入調査に係る事務が市に移譲され、平成20年度から市において立入調査を実施しています。

また、令和3年度から、居宅訪問型保育事業の設置者を対象に立入検査に代えて集団指導を実施しています。

## 第2章 立入調査の結果

### 1 立入調査の実施状況及び指摘事項の概要等

所管施設数（認可外保育施設）（A）…36施設（令和4年3月31日時点）

立入調査等実施施設数（B）…33施設

所管施設数に対する立入調査実施施設数の割合

$$(B) / (A) \times 100 = 91.7\%$$

		施設数	割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		18	58.1%
(内訳)	文書指摘のみ	(1)	(3.2%)
	口頭指導のみ	(12)	(38.7%)
	文書指摘及び口頭指導	(5)	(16.1%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		13	41.9%
立入調査実施施設数 小計		31	
居宅訪問型保育事業集団指導 参加数		2	
計		33	

<指摘事項の内容及び件数>

項目	文書指摘	口頭指導	合計件数	割合
保育従事者の数及び資格	5	0	5	12.8%
施設の構造設備及び面積	0	0	0	0.0%
非常災害に対する措置	3	3	6	15.4%
2階以上の条件	0	0	0	0.0%
保育内容	0	3	3	7.7%
給食内容	0	0	0	0.0%
健康管理・安全確保	1	5	6	15.4%
利用者への情報提供	2	16	18	46.2%
備えるべき帳簿	1	0	1	2.6%
合計件数	12	27	39	100.0%

2 主な指摘事項

令和3年度の立入調査において、確認された指摘事例を抜粋して紹介します。

事例番号	分類	指摘内容	項
1	保育従事者の数及び資格	保育に従事する職員の数に不足がある	4
参考	1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設における保育従事者の数及び資格		5
2	非常災害に対する措置	避難消火等の訓練を毎月1回以上実施していない	6
3	保育の計画	施設において作成すべき保育に関する計画が作成されていない	7
4	健康管理	雇入時又は定期的健康診断を実施していない	8
参考	常時使用する労働者の定義		9
5	健康管理	調理従事者の検便をおおむね毎月実施していない	10
6	利用者への情報提供 (施設内掲示)	施設に掲示すべき内容が不十分である	11

7	利用者への情報提供 (書面等交付)	利用者等に交付している契約内容を記載した書面等の 内容が不十分である	13
---	----------------------	---------------------------------------	----

<用語解説>

法	児童福祉法（昭和22年法律第 164号）
施行規則	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
児童福祉施設設備運 営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
家庭的保育事業等設 備運営基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
指導監督基準	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日 付け雇児発第 177号）【最終改正：令和3年4月30日付け子発0430第 3号】（別添）認可外保育施設指導監督基準

事例番号	1	分類	保育従事者の数及び資格								
指摘内容	保育に従事する職員の数に不足がある										
指摘例	<p>保育従事者の勤務体制について</p> <p>契約乳幼児が2人以上在籍している時間帯に、保育従事者の配置が1人のみである事例を確認した。1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設は、主たる開所時間において、常時、2人以上の保育従事者を配置すること。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育従事者を配置すること。</p>										
解説	<p>2人以上契約乳幼児が在籍している時間帯に、保育に従事する職員が1人のみの配置であった事例です。</p> <p>1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設においては、保育に従事する者の数について、「保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、おおむね【年齢別配置基準】に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。」とされています。</p> <p><b>【年齢別配置基準】 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項</b></p> <table border="1"> <tr> <td>乳児</td> <td>乳児3人につき保育に従事する者1人</td> </tr> <tr> <td>1、2歳児</td> <td>乳児6人につき保育に従事する者1人</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>乳児20人につき保育に従事する者1人</td> </tr> <tr> <td>4歳児以上</td> <td>乳児30人につき保育に従事する者1人</td> </tr> </table> <p>上記の合計数以上 かつ <u>2人を下らないこと</u></p> <p>また、「保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び（1）における1人が配置されている時間帯にあつては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。」とされています。</p> <p>必要な職員を適切に配置して、児童の処遇に支障をきたすことがないようにしなければなりません。</p> <p>なお、職員の配置状況の記録も残しておくようにしてください。</p>			乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人	1、2歳児	乳児6人につき保育に従事する者1人	3歳児	乳児20人につき保育に従事する者1人	4歳児以上	乳児30人につき保育に従事する者1人
乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人										
1、2歳児	乳児6人につき保育に従事する者1人										
3歳児	乳児20人につき保育に従事する者1人										
4歳児以上	乳児30人につき保育に従事する者1人										
改善方法	上記の【年齢別配置基準】に基づき、保育従事者の数を確認するとともに有資格者を適正に配置してください。										
基準番号	指導監督基準第1の1（1）										

参 考	1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設
	<p>保育に従事する者の数については、「原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。」とされています。</p> <p>この場合であっても、例えば、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことに留意し、他の職員の配置等により安全面への配慮することが必要であり、当該時間帯を最小限とすることが求められていることに留意してください。</p>

事例番号	2	分類	非常災害に対する措置
指摘内容	避難消火等の訓練を毎月1回以上実施していない		
指摘例	<p>避難訓練の実施について</p> <p>避難訓練を実施していない月があることを確認した。非常災害に対する不断の注意と訓練をすることが必要であることから、避難訓練を毎月定期的実施するとともに、その結果を記録すること。</p>		
解説	<p>避難訓練を毎月実施していなかった事例です。</p> <p>施設においては、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施することとされています。</p> <p>訓練の頻度としては、避難及び消火に対する訓練については、少なくとも毎月1回は実施することが必要です。（児童福祉施設設備運営基準第6条及び家庭的保育事業等設備運営基準第7条）</p> <p>また、訓練の内容をふりかえることで、改善点や今後の課題を職員全員で認識することにつながるため、ただ漫然と訓練を実施するのではなく、避難訓練実施後はその結果を記録するようにしてください。</p> <p>近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも増えています。火災や地震に対する訓練だけでなく、地域や施設の立地条件を踏まえ、水害・土砂災害といった様々な災害への対策計画（マニュアル）を策定するとともに、避難訓練も実施し万が一に備えることが大切です。</p> <p>過去の経験のみに頼ることなく、利用児童等の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じてください。</p> <p><b>参考通知</b></p> <p>「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日付け雇児総発0909第2号）</p> <p>なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要であることに留意してください。</p>		
改善方法	避難訓練を毎月定期的実施し、その結果を記録してください。		
基準番号	指導監督基準第3の1（1）		

事例番号	3	分類	保育内容
指摘内容	施設において作成すべき保育に関する計画が作成されていない		
指摘例	<p>保育の計画について</p> <p>次の保育に関する計画が未作成であることを確認したので、作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的な計画</li> <li>・ 長時間にわたる保育の計画</li> <li>・ 3歳未満児に係る個別的な計画</li> <li>・ 指導計画（年間指導計画、月案、週案）</li> <li>・ 保健計画</li> <li>・ 食育計画</li> </ul>		
解説	<p>施設において、保育の目標を達成するためどのような道筋をたどり、養護と教育が一体となった保育を進めていくのかを示す「全体的な計画」や当該計画に基づく指導計画やその他の計画が未作成であった事例です。</p> <p>子ども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫する必要があります。</p> <p>子どもの心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識し、児童への適切な関わりについて理解するため、<u>保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第 117号）</u>を理解することが不可欠です。</p> <p>子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた内容とするともに、子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することも必要です。</p> <p>漫然と子どもにテレビ等を見せ続けるなど、子どもへの関わりが少ない「放任的」な保育とならないよう、計画に基づいた保育を提供してください。</p> <p>なお、保育の計画の作成において、旧保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第 141号）を参照しているケースが見受けられます。計画の作成にあたっては、改正後の保育所保育指針に基づいた内容とするよう留意してください。</p>		
改善方法	保育所保育指針に基づき、各保育の計画を作成し、保育の提供を行ってください。		
基準番号	指導監督基準第5（1）		

事例番号	4	分類	健康診断
指摘内容	雇入時又は定期の健康診断を実施していない		
指摘例	<p>(1) 雇入時の健康診断の未実施</p> <p>職員を雇入れる際、雇入時の健康診断を実施していない事例を確認した。職員の雇入時には、定期健康診断とは別に健康診断の実施又は健康診断書の提出を求める必要があることから、所要の措置を講じること。</p> <p>なお、労働安全衛生規則第43条につき、健康診断書の提出を受ける場合には、医師による健康診断実施後3月以内のものである必要があることに留意すること。</p> <p>(2) 定期健康診断の未実施</p> <p>雇入時の健康診断を実施した職員に対して、当該診断日から1年以内に、定期健康診断を実施していない事例を確認したので、適正に実施すること。</p>		
解説	<p>事業者が実施しなければならない健康診断が未実施であった事例です。</p> <p>事業者は、「常時使用する労働者」に対し、労働安全衛生法第66条並びに労働安全衛生規則第43条（雇入時の健康診断）及び第44条（定期健康診断）に定める健康診断をそれぞれ別々に実施する必要があります。そのため、基本的に、雇入時の健康診断を定期健康診断に代えて実施することはできません。（その逆も同様です。）</p> <p>各健康診断の項目は一部共通しており、共通項目については、前回の健康診断の時期によって省略することができます。</p> <p>例として、雇入時の健康診断においては、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、雇入れる者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは当該健康診断の項目に相当する項目については、省略することができます。</p> <p>一方で、非共通項目については省略することができず、健康診断を実施する必要がありますので、注意してください。</p>		
改善方法	<p>(1) 職員を雇入れた際には、健康診断を実施してください。</p> <p>(2) 1年に1回の定期の健康診断を実施してください。</p>		
基準番号	指導監督基準第7 (4)ア		



参 考	<p>常時使用する労働者の定義</p>
	<p>「常時使用する労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件をも満たす者です。</p> <p>① 期間の定めのない契約により使用される者であること。なお、期間の定めのある契約により使用される者の場合は、1年以上使用されることが予定されている者、及び更新により1年以上使用されている者。</p> <p>② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。</p> <p>なお、①に該当し、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数のおおむね2分の1以上である者に対しても健康診断を実施するのが望ましいとされています。</p> <p><b>参考通知</b></p> <p>「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成26年7月24日付け雇児発0724第1号）</p>

事例番号	5	分類	健康管理
指摘内容	調理従事者の検便をおおむね毎月実施していない		
指摘例	調理に携わる職員の検便が実施されていないことを確認した。当該職員については、おおむね月1回の検便を実施すること。		
解説	<p>定期的な検便が未実施であった事例です。</p> <p>調理従事者等（食品の盛付け・配膳等、食品に接触する可能性のある者及び臨時職員を含む。）は、おおむね毎月1回以上は検便を実施し、健康状態を把握する必要があります。</p> <p>自らが施設や食品の汚染の原因とならないように措置するとともに、体調に留意し、健康な状態を保ちながら調理を行ってください。</p> <p><b>参考通知</b></p> <p>「大量調理衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添【最終改正】平成29年6月16日付け生食発0616第1号）</p>		
改善方法	調理従事者等は、おおむね月1回以上の検便を実施してください。		
基準番号	指導監督基準第7（4）イ		

事例番号	6	分類	利用者への情報提供（施設内掲示）
指摘内容	施設に掲示すべき内容が不十分である		
指摘例	<p>(1) 施設及び提供するサービスに関する内容について、施設内に掲示されていないことを確認したので、利用者の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(2) 施設及びサービスに関する内容の掲示について、次の事項が不足していることを確認したので、追加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</li> <li>・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</li> </ul>		
解説	<p>施設において掲示が必要な内容が不十分であった事例です。</p> <p>施設の設置者は、提供するサービス内容を利用者が見やすい場所に掲示しなければなりません。掲示する内容は、利用者の施設選択に影響を与える情報であることから、必ず掲示を行ってください。</p> <p>掲示すべき提供するサービス内容は次の15項目です。</p> <p>特に、⑥の「利用者が支払うべき額」については、利用料等を変更した場合、「変更前の額」及び「変更理由」も掲示しなければならないことに注意してください。<u>また、施行規則の改正（令和3年5月1日施行）により⑩が追加されています。掲示漏れがないよう、掲示内容を確認してください。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</li> <li>② 建物その他の設備の規模及び構造（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る。）</li> <li>③ 施設の名称及び所在地</li> <li>④ 事業を開始した年月日</li> <li>⑤ 開所している時間</li> <li>⑥ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</li> <li>⑦ 入所定員</li> <li>⑧ 保育士その他の職員の配置数又はその予定</li> <li>⑨ 設置者及び職員に対する研修の受講状況（注：法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。）</li> <li>⑩ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</li> </ol>		

	<p>⑪ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>⑫ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑬ 非常災害対策</p> <p>⑭ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑮ <u>施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</u></p> <p>なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による提示などの方法が考えられます。</p>
改善方法	現在の掲示内容に不足項目がないか確認し、全ての項目を漏れなく掲示してください。
基準番号	指導監督基準第8（1）

事例番号	7	分類	利用者への情報提供（書面等交付）
指摘内容	利用者等に交付している契約内容を記載した書面等の内容に不足がある		
指摘例	<p>サービス利用者及び利用希望者に配布する契約内容等を記載した書面について、次の事項が不足していることを確認したので、追加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</li> </ul>		
解説	<p>契約の際に交付している契約内容を記載した書面等の内容が不十分であった事例です。</p> <p>施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、契約内容等を記載した書面等を交付しなければなりません。また、提供するサービス内容については必ず書面等で交付するとともに、契約の内容や手続き等について利用者説明するようにしてください。</p> <p>記載すべき契約内容等は次の8項目です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</li> <li>② 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>③ 施設の名称及び所在地</li> <li>④ 施設の管理者の氏名及び住所</li> <li>⑤ 当該利用者に対し提供するサービスの内容</li> <li>⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</li> <li>⑦ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</li> <li>⑧ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</li> </ol> <p>なお、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示してください。</p>		
改善方法	契約内容等を記載した書面等に不足項目がないか確認し、全ての項目を漏れなく記載してください。		
基準番号	指導監督基準第8（2）		

### 第3章 適正な施設運営のために

認可外保育施設がその設置の趣旨に沿って適正な運営を確保するためには、「児童福祉法」をはじめ、「指導監督基準」、「保育所保育指針」及び厚生労働省通知等をよく理解し遵守することが求められます。

さらに、利用者の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するためには、保育の質の向上に努めなければなりません。そのためには、乳幼児に対する保育について「計画」・「実践」・「評価」・「改善」のサイクルを繰り返し、内部研修や外部研修等を行うことで、職員の資質の向上に努める必要があります。

市といたしましても、認可外保育施設における保育の質の向上や適切な事務処理等が行われるよう、施設運営に有効となる情報提供を行っていきたいと考えております。

今後とも、認可外保育施設を利用している乳幼児の最善の利益を第一に施設運営を行うようお願いいたします。

(参考)

1 令和2年度立入調査の実施状況

所管施設数（認可外保育施設）（A）…34施設（令和3年3月31日時点）

立入調査実施施設数（B） …12施設

所管施設数に対する立入調査実施施設数の割合

$$(B) / (A) \times 100 = 35.3\%$$

		施設数	割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		7	58.3%
(内訳)	文書指摘のみ	(0)	(0.0%)
	口頭指導のみ	(3)	(25.0%)
	文書指摘及び口頭指導	(4)	(33.3%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		5	41.7%
立入調査実施施設数施設 計		12	

<指摘事項の内容及び件数>

項目	文書指摘	口頭指導	合計件数	割合
保育従事者の数及び資格	4	0	4	14.3%
施設の構造設備及び面積	0	0	0	0.0%
非常災害に対する措置	5	0	5	17.9%
2階以上の条件	0	0	0	0.0%
保育内容	1	4	5	17.9%
給食内容	0	0	0	0.0%
健康管理・安全確保	2	1	3	10.7%
利用者への情報提供	1	7	8	28.6%
備えるべき帳簿	3	0	3	10.7%
合計件数	16	12	28	100.0%